

35兆円超の資金繰り支援、前例のない給付金、支払い猶予の徹底

1. 実質無利子融資の民間金融機関への拡大（最長5年間元本返済不要）

- ① 日本公庫・商工中金等による実質無利子貸付（金利引下、特別利子補給）
- ② 信用保証を利用した民間金融機関融資の保証料負担ゼロ化・金利実質無利子化（資金繰り支援全体で3兆7,400億円（うち財務省計上1兆7,500億円））

日本公庫・商工中金の金利引下【4005億円】

- 対象事業者：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比▲5%以上減少した事業者等
- ※個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用
- 貸付利率：当初3年間 基準金利▲0.9%
- ※中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
- 利下げ限度額
- 中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、
- ※中小事業・危機対応3億円、国民事業6千万円まで基準金利で別枠融資
- 元本返済の据置期間：5年以内

小規模事業者経営改善資金（マル経）の金利引下【29億円】

- 対象事業者：商工会等の経営指導を受けた小規模事業者であって、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比▲5%以上減少した者等
- ※個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用
- 貸付利率：当初3年間、経営改善利率▲0.9%
- ※1.21%→0.31%
- 貸付上限：別枠1千万円
- 元本返済の据置期間：運転資金3年以内
設備資金4年以内

特別利子補給による実質無利子化【943億円】

- 対象事業者
- ① 個人事業主※：要件なし
- ※事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る
- ② 小規模事業者（法人に限る）：売上高▲15%
- ③ 中小企業者（上記①②除く）：売上高▲20%
- 利子補給上限（当初3年間）
- 中小事業・危機対応1億円、
- 国民事業3千万円（マル経別枠1千万円を含む）

民間金融機関を通じた実質無利子融資【2兆3,682億円】

- 対象事業者：売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者について、保証料負担ゼロ化、民間金融機関の金利を実質無利子化。
- 融資上限額：3千万円
- 保証料負担ゼロ、実質無利子（当面3年）の要件
- 個人事業主：売上高▲5%
- ※個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）
- 中小・小規模：売上高▲15%
- 保証料1/2の要件
- 中小・小規模：売上高▲5%
- 元本返済の据置期間：5年以内

2. 既往債務の実質無利子融資への借換

政府系金融機関・信用保証協会の既往債務を実質無利子融資に借換

政府系金融機関・信用保証協会による借換え【8,826億円】

- 利下げ・実質無利子化・保証料減免の限度額（※1）
- (1) 日本政策金融公庫
中小事業 1億円、国民事業 3千万円
- (2) 商工中金 1億円
- (3) 信用保証協会 3千万円
- 借換え限度額（※2）
- (1) 日本政策金融公庫
中小事業 3億円、国民事業 6千万円、
- (2) 商工中金 3億円
- (3) 信用保証協会 2.8億円（※3）

※1 実質無利子化は、それぞれの「実質無利子化の要件」を満たすことが必要。

※2 限度額は新規融資額と借換え額の合計額

※3 セーフティネット保証4号・5号で2.8億円（一般保証と別枠）、危機関連保証で2.8億円（一般保証及びセーフティネット保証と別枠）。

3. 前例のない給付金（2兆3,176億円）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

- 給付対象者：中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
- 給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）
- ※上記の算出方法により、法人200万円以内、個人事業者等100万円以内

※詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表

（参考）足下の支払い猶予（3月以降順次開

- 公共料金
- ① 上水道・下水道、② NHK、③ 電気、④ ガス、⑤ 固定電話・携帯電話
- 社会保険料
- ① 健康保険、② 国民健康保険、③ 厚生年金
- 税金
- ① 国税、② 地方税

経営環境の下支え、新型コロナの影響を乗り越えて行う投資支援



4. 経営環境の整備等

事業再生・承継支援（100億円）

新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源の引継ぎや事業再編を支援。

① 第三者承継時の負担となっている、土業専門家の活用にかかる費用および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助。

補助対象	補助率	補助上限額
〈買い手〉専門家への報酬	2/3	200万円
〈売り手〉専門家への報酬+廃業費用		650万円

② 事業引継ぎ支援センターの体制を強化。

③ 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援。

中小企業支援体制の強化（20億円）

① よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営相談体制を強化し、資金繰りなど多様な経営課題の解決を支援。

② よろず支援拠点、（独）中小企業基盤整備機構等において、無料で専門家を派遣する体制を強化。

再生支援協議会による事業再生・経営改善支援（80億円）

再生支援協議会が経営改善支援から再生支援まで一貫した支援により、新型コロナにより影響が生じた中小企業の早期の事業改善を支援。

中小企業の強靱化・事業継続力強化（6億円）

① 新型コロナウイルスに係る中小・小規模事業者支援策や、新たに作成する感染症のガイドライン等を広く普及。

② 感染症等に関する事前対策（BCP、事業継続力強化計画等）の取組をハンズオンによって支援。

5. サプライチェーンの強化、生産性向上、販路開拓支援等

サプライチェーンの国内回帰とASEAN諸国等への多元化（2,435億円）

生産拠点の国内回帰等を支援。対象経費は建物・設備の導入。（F/Sを含む）

補助対象	補助率
特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備	大企業 1/2 中小企業等 2/3 中小企業等グループ 3/4
国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の生産拠点整備	大企業 2/3 中小企業等 3/4

※ASEAN諸国等への多元化に関しては、特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備について、設備導入（日本裨益が明確な部分についてのみ補助対象）・実証事業・FS調査等を支援。

生産性革命推進事業の拡充、中小企業のデジタル化推進（800億円）

① ものづくり補助金の補助率引き上げ。（1/2→2/3補助）

② 持続化補助金の補助上限を引き上げ。（50万円→100万円）

③ IT導入補助金の支援対象にハードウェアのレンタル費用も追加し、補助率を引き上げ。（1/2→2/3補助）

④ IT専門家が「中小企業デジタル化応援隊」として支援。

地域企業再起支援事業（自治体連携型補助金）の実施（200億円）

一定以上影響を受ける自治体が行う中小企業支援策の自治体負担額2/3を国庫補助。

国内外への地域の魅力発信・磨き上げ支援（15億円）

地域の製品・サービスの磨き上げによる海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組を支援。補助率2/3、1事業者あたりの補助上限額500万円。